

執行代表者会規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に定める執行代表者会について定める。

第2条 (執行代表者会)

執行代表者会は、本協会の実務協議機関とする。

- 1) 加盟都道府県団体及び加盟競技団体からの要望、意見等を寄せ、運営会議への提案事項を協議する。
- 2) 理事会との情報共有を図る。

第2章 構成

第3条 (構成)

執行代表者会に次の人員を置き、該当する選出条項に則り選出する。

- 1) 理事会から選出された理事
 - 2) 執行代表者
 - 3) 監事
- 2 専門委員会委員長及び公認工業会会長は出席することができる。

第3章 選出方法等

第4条 (互選による執行代表者の選出)

執行代表者を互選により選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- 1) 加盟都道府県団体が互選により推薦する者 10名以内
 - 2) 加盟競技団体が互選により推薦する者 4名以内
- 2 前項第1号の加盟都道府県団体が互選により推薦する場合は、次に定める人数の範囲内とする。
- 1) 北海道、東北、関東（東京都を除く）、北信越、東海、近畿、中国、四国及び九州の各ブロック（別表に定める地域ブロックをいう。以下同じ。）より各1名、東京都より1名（10名）
- 3 第1項第2号の加盟競技団体が互選により推薦する場合、日本学生卓球連盟、全国高等学校体育連盟卓球専門部及び日本卓球リーグ実業団連盟より各1名、日本知的障がい者卓球連盟、日本肢体不自由者卓球協会、日本ろうあ者卓球協会の3団体より1名推薦する。 (4名)

第5条 (理事会による執行代表者の選出)

執行代表者を理事会が選出する場合は、理事から13名以内とする。

第6条 (選出基準)

執行代表者の選出基準は、改選前年度の3月31日現在において満75歳以下とする。

第7条（招集）

執行代表者会は会長が招集する。

第8条（会議要録）

執行代表者会を開催した場合は、その会議要録を作成保管する。

第9条（執行代表者の任期）

執行代表者の任期は2か年とし、選任2年以内に終了する定時評議員会後に行われる臨時理事会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補充された執行代表者の任期は、前任者の残任期間（任期の満了する時まで）とする。

第10条（執行代表者の選任）

執行代表者は、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第4章 補則

第11条（規程の変更）

この規程は理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、2021年6月5日制定、2022年6月の定時評議員会の開催日より施行する。

2 この規程は、2023年3月18日一部改訂、2023年3月18日より施行する。

3 この規程は、2026年3月14日一部改訂、2026年3月14日より施行する。

別表 地域ブロック

地域ブロック	都道府県
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東ブロック	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越ブロック	新潟、長野、富山、石川、福井
東海ブロック	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿ブロック	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国ブロック	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国ブロック	香川、徳島、愛媛、高知
九州ブロック	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄